

入林届（鳥獣の捕獲等のための入林届）

（宛先）

秋田森林管理署長 殿

（宛先、提出先は、注意事項 2 の東北森林管理局ホームページにて、「森林管理署等の所在、管轄区域等 一覧表」を開いてご参照下さい。）

接 受 印

鳥獣の捕獲等を実施するため、下記期間に、秋田森林管理署が管轄する国有林野へ入林したく以下のとおり申請します。

申請年月日	令和 年 月 日 (※ 次頁の注意事項をよく読んでご記載ください。)			
入林予定の場所 (出来るだけ詳細に記載して下さい。)	国有林野名		捕獲対象鳥獣名 及び捕獲方法 ( ) <input type="checkbox"/> 銃器 <input type="checkbox"/> 網 <input type="checkbox"/> わな	
	林班等			
入林の期間	自 令和 年 月 日 ～ 至 令和 年 月 日			
入林の目的	<input type="checkbox"/> 狩猟 <input type="checkbox"/> 個体数調整 <input type="checkbox"/> 有害鳥獣捕獲 <input type="checkbox"/> 指定管理鳥獣捕獲等事業 ( 捕獲個体の放置の予定 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) ( 夜間銃猟の予定 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )			
所属団体名 または氏名	(やまおり線)			
この点線で折り、接受印の押された面を上にして、車両の見やすい場所に掲示して下さい。 なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示して下さい。				
申請者	氏 名	印	TEL及びFAX番号	
	住 所		メールアドレス	
	狩 猟 者 登録番号	第一種銃猟 第二種銃猟	わな猟 網 猟	狩猟者の み記載
緊急連絡先 (注意事項 * 1)	氏 名	住 所	TEL及びFAX番号	メールアドレス
チェックして下さい。 ↓				
1	安全のための遵守事項を読み理解しました。	<input type="checkbox"/>		
2	立入禁止区域図を入手し、理解しました。	<input type="checkbox"/>		
3	森林管理署等職員の現地での指導を遵守します。	<input type="checkbox"/>		
4	事故を起こした場合は、一切の責めを負います。	<input type="checkbox"/>		
5	上記を団体の構成員に伝達しました。	<input type="checkbox"/>	(団体届出のみ記載)	

令和 年 月 日

秋田森林管理署長

## 注意事項

- 1 鳥獣の捕獲等を実施するために入林する場合は、安全のための遵守事項及び立入禁止区域図をよく確認し十分理解していただいた上で入林の際に携行していただく必要があります。
- 2 安全のための遵守事項及び立入禁止区域図は、入林届提出先の森林管理署等で配布しております。また、管轄する森林管理局のホームページでも公開しておりますので、こちらから入手することも可能です。なお、各森林管理署等で配布される立入禁止区域図の範囲は、当該森林管理署等の管轄区域のみとなりますのでご注意ください。

東北森林管理局 URL <http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/nyurin/>

立入禁止区域図は、年度始め（5月頃）及び猟期前（10月頃）に更新します。

また、事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合がありますので、入林する際は、お手持ちの立入禁止区域図が最新かどうか御確認ください。

- 3 団体が届け出る場合は、別紙1の構成員名簿を提出してください（狩猟は別紙1-1、有害鳥獣捕獲・個体数調整・その他は別紙1-2、指定管理鳥獣捕獲等事業は別紙1-3）。

また、安全のための遵守事項及び立入禁止区域図を、構成員に必ず伝達した上で申請してください。

- 4 実際に入林する日が決まった場合には、入林する日までに日時及び場所を記載した別添1の入林連絡票（各県内別様式）を管轄する秋田森林管理署等に FAX、電子メールのいずれかの方法により提出してください。また、電話の場合は連絡票の内容をご連絡ください。（秋田森林管理署 電話:018-882-2311、FAX:018-882-2614、E-mail: t\_akita@maff.go.jp）

- 5 入林される際は、安全のため、この用紙を点線で折り、接受印の押された面を上にして、車両の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示してください。

- 6 銃器を使用される方は、他の入林者への注意喚起として、別紙2の注意喚起看板「野生鳥獣の捕獲実施中 入林時注意」を車両の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、車両ごとに掲示してください。

- 7 入林の目的が狩猟の場合、狩猟者は、別添2-1の標識「本流域で狩猟中」を林道入口の立木等に掲示、別添2-2の標識「この場所で狩猟中」を捕獲場所の入口の立木等に掲示してください。掲示の詳細は、別添3の標識の現地表示【略図】をご覧ください。なお、狩猟以外の場合についても、同様な方法による標識の現地表示のご協力をお願いします。

- 8 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を目的として入林しようとする場合は、夜間銃猟作業計画を合わせて提出してください。なお、入林届を提出する際に都道府県知事の確認が得られていない場合は、確認が得られ次第提出してください。

以上のことを十分理解いただけましたら、入林届の下欄のチェックボックスにチェックをして、管轄する森林管理署等に、7業務日以前の勤務時間内に提出してください。（\*2）

なお、直接持ち込みいただいた際に、勤務時間外又は留守の場合は、森林管理署等の郵便受に投函してください。また、郵送の場合は7業務日以前の勤務時間内に必着するよう提出してください。

\*1 団体が申請する場合は、平日の日中に連絡が可能な構成員2名を記載して下さい。

\*2 例えば「7業務日以前」とした場合には、日曜日に入林しようとする場合、前々の週の木曜日の勤務時間内までを指します。

木曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日曜日
⑦	⑥	—	—	⑤	④	①	②	①	—	入林予定

提出期限

